

- ◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○義家委員長 次に、階猛君。

○階委員 我が会派では私が最後の質疑者になりますので、これまで出てきた論点も含めて、大臣にお尋ねしていきたいと思います。

まず、午前中に、寺田委員から虞犯の問題が提起されていました。その話をまずしたいんですが、皿問題がありました。監護権という皿がなければ虞犯はないんだというような答弁だったと思うんですが、そのお考へで間違いないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○上川国務大臣 皿がなければ虞犯がない、皿がないれば虞犯がないという……（階委員「と、さつき言っていた」と呼ぶ）、ちょっとその例えはなかなか、そのことについてはちょっともう一度整理しなくてはいけないと思うんですけれども。虞犯の制度につきましては、これは、その性格、環境に照らしまして、将来、罪を犯すおそれのある少年につきまして少年院の送致を含む保護処分を科すことができるとするものでございます。どのような立場の者に、どのような理由で、ど

のような内容の、国家による後見的な介入を認めるべきかにつきましては、論理的、一元的に定まるものではなく、政策的な判断を要する事柄であるというふうに思っているところでございます。民法上の成年とされ、監護権の対象から外れる十八歳及び十九歳の者、ここのこところが皿がないという御趣旨であったというふうに理解しているところであります。そうした者に対しまして、少年法の中で、罪を犯すおそれがある、こういう理由で保護の必要性のみを理由に後見的介入を行うこと、このことが、法的な自律性を認めて親の監護権の対象からそもそも外した、皿をなくしました。成年年齢引下げに係る民法改正との整合性でありますとか、あるいは、犯した罪の責任の限度で不利益が許容されるという責任主義の要請との関係で許容されるか、こういった問題がございまして、国家による過度の介入とならないかということもございまして、法制度としての許容性、相当性については慎重であるべきと考えられるところでございます。

○上川国務大臣 今日は、昨日も役所に聞いたんですけども、今回改正の対象になつている更生保護法の中で、六十八条二項という条文があるんですね。ここでは、一定の条件の下に、十八歳、十九歳の特定少年についても虞犯規定が適用されるわけですよ。これとの整合性はどう考えているんですか。お答えください。

○階委員 要は、民法上の監護権という皿がなければ、皿問題がありませんが、十八歳以上の少年については虞犯による保護処分を認めない、その一方で、十七歳以下で保護観察に付された少年について、十八歳以上であつても虞犯による通告及び処分を可能とする、こういうことをいたとところでございます。

○上川国務大臣 今の御質問でございますが、十八歳以上の少年については虞犯による保護処分を認めない、その一方で、十七歳以下で保護観察に付された少年について、十八歳以上であつても虞犯による通告及び処分を可能とする、こういうことでございますが……（階委員「六十八、更生保護法六十八条二項です」と呼ぶ）十七歳以下のときに保護処分に付された少年につきましては、十八歳に達した後も虞犯事由が認められるときには、家庭裁判所に通告し、処分ができることとしているところでございます。

○階委員 この虞犯通告の仕組みでございますが、あくまで十七歳以下のときに保護処分に付された少年、これを対象に、既に開始されている保護処分の実

は、いわば生ものの少年が腐りかけているわけですよ。腐りかけているときに、皿があるかないかによって、手をかけるかかけないか区別する、場合によつては、皿がないという理由でそのまま腐らせてしまう、これがいいのかなどと思いますよ。皿にひつかけて言いましたけれども、要は、やはり、皿があるかないかではなくて、要保護性があるかどうかで判断すべきだと思つています。

効性を確保するための仕組みとしてこの取組があるわけでございまして、本法律案におきましては、十八歳以上の少年に対しまして虞犯による保護処分を認めないことと、政策判断としては矛盾するものではないというふうに考えております。

○階委員 いや、私は先ほどの説明とは矛盾していると思いますよ。

要は、保護処分が先行して十八歳より手前で行われている場合は、十八歳、十九歳になつても引き続き要保護性があるということで、監護権は外れていても、虞犯の規定を適用するわけでしょう。さつきは、十八歳、十九歳は監護権が外れるので虞犯の規定は適用がない、要保護性があつても適用がないということを言つていたわけだから、矛盾していると思いますよ。

○上川国務大臣 先ほどちょっと申し上げたところであります、あくまで十七歳以下のときに保護処分に付された少年ということを対象にしているところです。

○階委員 それは分かつた上で聞いているんですけれども。

要保護性という意味では、十八歳、十九歳になつても、要保護性があつたとしても、虞犯規定の適用は監護権を外れているからないんだというのが最初の説明で、なぜ、十七歳以下で保護処分が適用されていれば十八、十九歳では虞犯の適用があるのかと。その段階では、幾ら保護処分が先行されたとはいえ、監護権は消滅しているわけだから、監護権は外れているわけだから、最初の説明からすると、これは虞犯規定は適用がないという

のが論理的な帰結だと思うんですけれども、なぜそうならないのか。なぜ保護処分が先行していれば別の扱いになるのかということは、説明がされていないと思います。

○上川国務大臣 もう一度申し上げますと、あくまで十七歳以下のときに保護処分に付された少年を対象に、既にもう開始されていますこの処分の実効性確保のための仕組みという形で、この法律案につきまして、十八歳以上の少年に対して、虞犯による保護処分を、皿がないという理由でということで、先ほどそういうロジックでございましたけれども、これは政策判断として矛盾するものではないと考えております。

なお、現行少年法におきまして、二十歳以上の者に対しましても虞犯による保護処分はできないわけでございますが、少年のときに保護処分に付された者につきましては、二十歳に達した後も虞犯通告が可能とされているところでございます。

○階委員 要は、政策判断なんですよ。保護性があれば、今言つたようなケースでは虞犯の適用もしているわけだから、保護性を持って虞犯の適用を決めるべきであつて、監護権が外れるか外れないかで一貫して決めているわけじゃないんだから、そこは要保護性を見るべきだということを申し上げたい。

ただ、今まで縦割りになつてている部分を横串型にしつかり情報交換していくかないと、同じことを重ねてやつていくことも無駄でございませんし、また、相乗的に連携を取りながら効果を上げていくということも極めて大事であるということとで、この少年非行対策課長会議、私が当時のときにはありませんでしたけれども、今、こういう形で横串の仕組みをつくっているところでござります。

法務省もその中の一つでございますけれども、法務省の取組といたしましては、少年鑑別所にお

ているんだろうと思って、昨日聞きましたよ。そうしたら、何と、昨年はコロナだから開催されませんでしたということですよ。その前は何をやつているか。一年に一回集まって情報交換しているか。全くならないでしよう。そんなので虞犯規定をなくして大丈夫なんですか。大臣の考えをお聞かせください。

○上川国務大臣

今の御質問は、今やつていること自体が、余り評価していないという御意見であるというふうに思いますが、私も、青少年の対策の担当大臣をしたことがございましたけれども、やはり、子供は年齢によりましてぶつぶつ切れるわけではございませんので、全体的な仕組みといたしましては、やはり、それぞれの所掌の中で、子供や若者に対し、その時々の中でしつかりと法律に基づいて子供や若者の支援をしていくということは、これはこれまでもそうですし、これからも変わらないと思います。

ただ、今まで縦割りになつてている部分を横串型にしつかり情報交換していくかないと、同じことを重ねてやつていくことも無駄でございませんし、また、相乗的に連携を取りながら効果を上げていくということも極めて大事であるということとで、この少年非行対策課長会議、私が当時のときにはありませんでしたけれども、今、こういう形で横串の仕組みをつくっているところでござります。

きまして、法務少年支援センターとして、非行、犯罪に関する問題等に関するノウハウ等を活用し、相談、助言を行うほか、教育機関でありますとか民間の団体グループとの連携を図りながら、地域というコミュニティの中での非行、犯罪の防止のための活動を着実にやつていただいているところでございます。

また、全国には更生保護サポートセンターが設置されておりまして、保護司さんたちも駐在して

いるところでございますが、学校でありますとか、警察あるいは自治体とよく連携をしながら、非行防止セミナーとか、あるいは住民からの非行相談等の実施などを行つてしております。

こういうそれぞれの仕組みの中に関係するところの省庁の連携もしながらより効果を上げていくということが、少年の健全育成や非行防止に非常に大事ではないかと思っております。

今回、このような形になりましたならば、また、十八歳、十九歳ということのみならず、少年の非行防止とか健全育成ということにつきましては、総動員してしつかり手がけていく必要があるとうふうに思つております。

○階委員 昨日お話を聞いていて、現在のやり方だと、この虞犯規定がなくなつた後、十八歳、十九歳、本当に悪の道に陥りかねないのではないかというふうに思いました。やはり虞犯規定はあつた方がいいということを申し上げたいと思います。それで、そもそも論なんですかけれども、大臣にお尋ねしますけれども、十八歳は大人でしょうか。お供でしようか。お答えください。

○上川国務大臣 民法の成年年齢引下げに伴いまして、成年に達するということでございます。

また、この少年法の今回の改正によりましては、社会的には責任のある者と認めていくという意味での行動に対しての責任を持つと同時に、可塑性やまた要保護性があるということでございますので、その点について着目し、この少年法の理念に基づいてしっかりと対応していくことであるというふうに思います。

二つの中で大人か子供かということにつきましては、大人のような子供もいるし、子供のような大人もいるしと、これはちょっと言いにくいですけれども、いろいろ、法律では今のようなたてつけではありますが、やはりそこのところの柔軟性についてどういうふうに見ていくかは一人一人の個に着目していかなければいけない事柄であるというふうに思つております。その意味では、家庭裁判所、家裁の機能を生かしていくということがこの段階で非常に大事ではないかと私自身は思つているところでございます。

○上川国務大臣 今回、この成人、成年、大人、子供という概念のところにかかる部分でございますが、本法律案におきましては、少年法で用いられています成人の定義につきましては削除する改正をすることとしております。

他の法律におきまして成人の文言が用いられている規定があるということも承知をしておりますが、把握している限りにおきまして、それらの規定におきましては法律上成人の定義が認められていないという上に、当省管轄の、所管の法律でもないということでございます。

成人に該当するかどうかについてはお答えをすることがなかなか難しいというふうに思つております。難しいです。

○階委員 昨日私も法務省の方に調べてもらつて大臣の答弁を聞いていると、ある質問に対しては大人のような扱いをし、ある質問に対しては子供のような扱いをすると。十八歳、十九歳、どっちで考えているのかなというのがよく分からなかつたんですね。

実は、私、民法の改正のときに、ちょうど大臣と、成年年齢を引き上げるということで、成人と

は何歳を言うんですかということを聞いて、大臣はそのときは成年年齢に達した人を成人と言ふという話から始まって、いやいや、最後は、そういうことでしょうといろいろな議論をする中で、多義性があるというような話で終わっていたと思います。

今も、その成人というのは多義的な概念だとうふうにお考えになつてあるということでおろしいですか。

○上川国務大臣 まことに、子供という概念のところにかかる部分でございますが、本法律案におきましては、少年法で用いられています成人の定義につきましては削除する改正をすることとしております。

他の法律におきまして成人の文言が用いられている規定があるということも承知をしておりますが、把握している限りにおきまして、それらの規定におきましては法律上成人の定義が認められていないという上に、当省管轄の、所管の法律でもないということでございます。

成人に該当するかどうかについてはお答えをすることがなかなか難しいというふうに思つております。難しいです。

○階委員 昨日私も法務省の方に調べてもらつてびっくりしたんですけども、さつき言つたように、民法改正のときは、成年年齢に達したときには成人ということで、少年法もそうでしたけれども、二十歳になつたら成人みたいな条文がほかにもあつたんですね。ところが、今回の改正を経るとそういう条文がなくなるので、成人というのはどう

いう人なのか、まさに定義規定がないんですね。

そういう中で、十八歳、十九歳の特定少年は何か大人のように扱うような答弁も時折出ますけれども、私は、これは成人というのが定義としてない以上、むしろ特定少年、少年ということで明確に位置づけた上で議論を進めた方がいいんじやないか、時として大人とか成人という言葉が出てきますけれども、成人ということを使うのであればもつと定義をしつかり定めた方がいいと思うんですけども、その点についてどうお考えになりますか。

○上川国務大臣

民法の成年年齢の引下げによりまして、十八歳、十九歳の者が大人として完成されたという形でそれを前提とするということについては、先ほど来申し上げたとおり、これらの者に対しまして、いまだ成長の過程にあるというところでございます。

また、民法の年齢の引下げによりまして社会参加の時期を二歳下げるわけでございますが、様々な分野におきまして積極的な役割を果たしていただき、また、日本のこれから社会にとりましても大きな活力になつていただきたいということで、その当時、民法の引下げをしたところでございます。

このような認識の前提でございますが、民法上も成年として位置づけられるということに至つたわけでございます一方、成長途上にあり可塑性を有する存在であるということを踏まえまして、これらの方について引き続き少年法の適用年齢としつつ、その立場に応じた取扱いをするための特例等を定めることとしたものでございます。

○階委員 相変わらず十八歳は大人か子供かよく

分からぬような曖昧な話になっているんですが、私は、もう十八歳、十九歳は、民法上の契約年齢、あるいは監護権が及ぶ年齢、それはそれとして、十九歳は大人ではなくて子供、少年だという前提で議論をした方がいいと思います。

その上で、今回、法定刑が罰金刑以下の罪を特定少年が犯した場合であつても保護処分ではなくて刑事処分になる、つまり逆送される場合がありますけれども、それというのは一體どういう場合なんだろうか、そんな罰金以下の刑で刑事処分になるはどういう場合なのか、ちょっと具体的に想定しにくいので、いかなる場合がそれに当たるのか、教えていただけますか。

○上川国務大臣

現行の少年法でございますが、二十条一項におきまして、罰金以下の刑に当たる罪の事件につきましては、検察官送致、いわゆる逆送決定の対象から除外をされているところでございます。

他方、十八歳以上の少年ということでございますが、公職選挙法及び民法の改正等によりまして、十八歳未満の者とは異なり、重要な権利、自由を認められ、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場となることなどを踏まえますと、罰金以下の刑に当たる罪であるからといって一律に刑事処分の対象から除外するということにつきましては適当ではないというふうに考えております。

その上で、十八歳以上の少年に係る罰金以下の刑に当たる罪の事件につきましては、具体的にいかなる場合に刑事処分が相当と認められるかにつきましては、家庭裁判所が個別の事案に応じて判断すべき事柄でありますて、一概にお答えすることは困難でございますが、これが、先ほど申し上げた改正の趣旨を踏まえて判断されるというもの

また、現在の実務上ということでありますが、十八歳以上の少年につきまして、先ほど、道路交通の問題、ちょっと上がっておりましたけれども、道路交通法違反を中心とする相当数の事件において、家庭裁判所が罰金刑の適用を想定して検察官に送致し、その後、検察官が略式起訴して刑事裁判所が罰金刑を科すという取扱いが行われているものと承知をしております。罰金刑につきましても、対象者の再犯の防止を図る上での教育的効果が相応に期待できることによるものとされているところでございます。

このような運用の実情に照らしますと、十八歳以上の少年につきましては、罰金以下の刑に当たる罪、すなわち禁錮以上の刑が定められていない罪の事件でありますても、家庭裁判所が事案に応じて適切な処分を選択できるようにするために、検察官送致決定の対象とすることが望ましいと考えられるところでございます。そこで、本法律案におきましても、少年法第六十二条一項におきまして、特定少年に係る事件につきまして、罰金以下の刑に当たる罪の事件も含めまして検察官送致決定をすることができるものとしたところでございます。

と承知をしております。

○階委員 要は、交通違反に対応するために罰金刑も逆送対象にした、こういうことですね、端的に言うと。

ちょっと余り長々しゃべらないでください。時間が足りないわけですから。我々も制限時間を守れと言われているんですけども、大臣が長々しゃべると、すぐ時間が終わっちゃうので。要はそういうことですか。端的に言うとそういうことですか。お答えください。

○上川国務大臣 今回は、十八歳以上の少年のときに犯した短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件のうち、それぞれ、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪以外の事件についてということです。ございますが、法改正後は、六十二条第二項の原則逆送規定、これで逆送するか否かは判断されるという状況でございます。

○階委員 答えていないと思います。今、六十二条二項の話をしています。何を言つているんですか。今、六十二条一項の話をしています。

六十二条一項で裁量逆送される対象に罰金刑以下を加えた理由は何かと聞いていて、最初の答弁で、大臣は、交通事犯に対応するためだというようなことをおつしやっていたので、それで間違いないですかということを確認までに聞いただけですよ。端的に答えてください。

○義家委員長 速記を止めてください。

○義家委員長 〔速記中止〕 速記を起<sup>レ</sup>してください。

上川法務大臣。

○上川国務大臣 今、交通事犯について申し上げたところでございますが、その可能性はあります。が、最終的には家庭裁判所が個別の事案に応じて判断すべき事柄であるということでございます。

○階委員 交通事犯を処罰するためだけにこれは一般的な、大々的な条文を設ける必要はないと思つていて、何かそういう、立法事実と条文の書きぶりが整合していないんじゃないかなというふうに思つています。

それで、六十二条二項、原則逆送事件を拡大されて、今回、いろいろな事件が原則逆送事件に加わることになります。

今日お配りしている資料、非常に細かい資料で恐縮なんですが、本法案により原則逆送の対象となる罪がずらつと並んでいますけれども、ほとんどは、十八、十九歳、処分されていないというか、案件がないんですね。数がある程度あるのが、強盗致傷とか強盗という強盗関係と強制性交等、この辺りなんですね。

他方で、今までこういった事件については、現行法の二十条に基づいて逆送はされていたはずなんですよ。逆送される場合、どうということを考慮して逆送するかというと、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときに、決定をもって逆送ということになつています。

今回は、今までこの二十条に基づいて、今の考慮をした上で逆送となつていたのが、今度は原則逆送ということで、これからは、どういうことになりますか。お答えください。

○上川国務大臣 先ほど申し上げましたとおりでございまして、短期一年以上懲役、禁錮に当たる

を考慮するかというと、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情というものを考慮するということなんですが、言葉は変わっていますけれども、私は、この元々の二十条の考慮要素の中に、新しく六十条二項で考慮せよと言つた要素は全て含まれ得るんじゃないかなと思っているんですけども、この両者で考慮要素は変わるのか変わらないのか、この点についてお答えください。

○上川国務大臣 十八歳以上の少年のときに犯した短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件につきましても、逆送決定をするか否かを判断する際の考慮要素自体につきましては、本改正の前後で基本的に変わらないものというふうに考えております。

○階委員 考慮要素は変わらないということは、原則か、それとも裁量かという違いはあるんだけども、同じことを考慮して最終的に処分を決めるということであれば、今まで、現行法の下で保護処分となつていていた事案が、今回、少年法が改正されて原則逆送の対象事例になつた、例えば強盗とか強制性交等、こういったものについて、じや、旧来、保護処分となつていたものが、法律が変わったからといって逆送となるのかといえば、さつき言つた考慮要素が変わらないということからすると、結論は同じで、保護処分のままじゃないかなという気がするんですけども、この点はどうなんでしょうか、お答えください。

○上川国務大臣 先ほど申し上げましたとおりでございまして、短期一年以上懲役、禁錮に当たる

罪の事件につきまして、逆送決定をするか否かの判断をする際の考慮要素自体につきましては、本改正の前後で基本的に変わらないものと考えております。

もつとも、原則逆送の制度につきましては、保護処分と刑事処分のいずれの処分を科すかについての原則と例外の関係につきまして、二十条第一項の一般的逆送規定におきましては、原則として保護処分が相当であるけれども、積極的に刑事処分が相当であると判断される場合には刑事処分が選択されるというのに対しまして、六十二条の第二項の原則逆送規定におきましては、原則として刑事処分が相当でありますか、積極的に保護処分が相当であると判断される場合には保護処分が選択されることとなるところでございます。

したがいまして、短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件のうち、現行少年法の下では保護処分が選択されるようなものについても、本改正後は刑事処分が選択される場合があるというふうに考えております。

具体的にいかなる場合に刑事処分が相当と認められるか、これは家庭裁判所が個別の事件に応じて判断すべき事柄でございますので、一概にお答えするということについては困難でございますが、改正の趣旨、これを踏まえて適正に判断されるものと考へております。

○階委員 今の大臣の答弁も敷衍して私が考えたこととしては、原則と例外がひっくり返るわけですよね。ということは、限界事例、保護処分にするか、あるいは刑事処分にするか、裁判官が悩む

ような限界事例については、今まで保護処分だったものが、これからは原則逆送だから刑事処分になる。だから、限界事例について判断が入れ替わるという理解でいいですか。ほとんどのものは、今まで保護処分だったものは保護処分だし、今まで刑事処分だったものは刑事処分で、限界事例、ボーダーラインのものだけ結論が変わるという理解でよろしいかどうか、お答えください。

○上川国務大臣 まさにそこが家庭裁判所が個別の事案に応じて判断をすべき事柄でありますので、一概にお答えをすることは難しいところでございますが、改正の趣旨、これを踏まえて適切に判断されるものと承知をしております。

○階委員 結論だけ答えてください。

ボーダーラインだけ結論が入れ替わるのかどうかということだけお答えください。

○上川国務大臣 先ほど来申し上げてきましたけれども、短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件のうち、現行少年法の下では保護処分が選択されるようなものにつきましても、本改正では刑事処分が選択される場合があると考えております。

その上で、具体的にどういう場合に刑事処分が相当と認められるかにつきましては、まさに家庭裁判所の現場の中での個々の事案に即して判断をされるということでございます。その際、この改正の趣旨を踏まえて適切になれるものと承知しております。

○階委員 私は、余りこの罪の範囲を広げることによって大きく運用が変わることはないだろう、ボーダーラインのところがどうなるかというところ

ろなんだろうなというふうに、今日、御説明を聞いていて思いました。  
以上で質問を終わります。